

55.10

1980.10.20

建産連ニュース

第6号

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆就任の挨拶

建設省計画局建設振興課長	谷田部嘉彦	1
関東地方建設局長	安岡九寿男	3
埼玉県土木部長	河合昭次郎	4
埼玉県公営企業管理者	株木 一郎	6

◆昭和55年度埼玉県 9月補正予算の概要について	8
◆県・環境アセスメントの骨子発表	9
◆建設省、専門工事業26団体と「定例懇談会」	11
◆今年度「建設業振興策」決る	12
◆建設労働者福祉センターの「愛称」を募集	13
◆「埼玉の建設産業」の標語、ポスターを募集	13
◆建産連だより	14
理事会・委員会だより	14
会員だより	15
会員投稿欄	20
連合会日誌	22

建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大とこれに伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならない。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を打開して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提供、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

建産連のスローガン

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の企業体質の合理化を図り、その強化改善に努める。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建設業ならびに建設関連業 の育成について

—本年度における施策を中心として—

建設産業行政の推進にあたっては、従来より貴連合会には格別の御配慮を賜っているとあり感謝の念に耐えません。

建設産業は、50万の業者数、500万人を超える就業者数を擁する重要産業であり、生活環境施設の整備をはじめとする公共投資、民間設備投資等国民総生産の約2割を占める膨大な建設投資の担い手であります。しかし、中小零細企業が全体の99.4%と圧倒的に多く、経営基盤、企業体質が脆弱であることから、安定成長に対応した建設産業の近代化、企業体質の改善が現下の重要な課題となっています。

1. 建設業の育成策

建設省においては、建設業を振興するために、従来より、①事業協同組合、共同企業体等の活用による組織化・共同化の推進、②保証事業会社等による預託融資、(財)建設業振興基金等による債務保証等の活用による金融の円滑化、③建設業近代化モデル計画、経営指針等の策定・普及による企業体質の改善、④中小建設業者の受注機会の確保、⑤標準請負契約約款の整備・普及等による請負契約関係の合理化の推進、⑥元請・下請合理化指導要綱の徹底等による元請・下請関係の改善、⑦労働環境の改善、⑧「建設業振興策」(還元策)の実施、等の施策を総合的に実施しており、今後ともこれらの施策の一層の強化、充実を図っていくこととしていますが、特に本年度においては、当面、第3四半期の公共事業の執行について、契約目標額を対前年同期比30%増程度とするとともに、以下に述べる施策を重



建設省計画局建設振興課長

谷田部嘉彦

点的に実施し、若しくは実施しようとしております。

(1)「建設業近代化モデル計画」の策定及び普及

建設業においては中小零細業者が圧倒的に多いことに鑑みると、建設業の経営の近代化を推進し、企業体質の改善を図るためには、個々の企業の自助努力のみでは自ずから限界があるといえます。このため、建設業者団体、事業協同組合等の団体を中心として団体ぐるみでの近代化をめざすことが必要であり、建設業近代化モデル計画は、これらの団体に対しその構成員企業及び業界の近代化のために実施すべき事業をモデル的に提示するものです。この計画は業種別に策定することとしており、昭和54年度に、中小総合建設業、木造建築工事業、管工事業について策定しましたが、本年度はこれらの計画の普及のため各地で説明会を開催し、建設業者団体等がこのモデル計画をもとに、近代化達成のために実施する事業の具体的内容を定めた「近代化実施計画」を策定するよう指導しているところであります。また、新たに、電気、塗装、防水、内装仕上工事業の4業種につきそれぞれ近代化モデル計画を策定することとしています。

(2)中小企業近代化計画等の策定及び推進

中小企業近代化促進法に基づき中小企業近代化計画を策定する業種として、現在、くい打ち工事業と道路標識・標示設置工事業が指定されていますが、本年度はこれらにつき、計画の策定、推進を図ることとしています。また、くい打ち工事業を特定業種に指定するとともに、建設揚重業、土工

工事業を近代化計画を策定する指定業種とすることを考えています。

(3)「専門工事業の経営指針」の策定及び普及

建設省においては、建設業者が自らの体質の強化改善を図るための自助努力を促進するため、業種毎に経営改善のための具体的方策を示した経営指針を策定することとしており既に、鉄筋、内装仕上、型枠、左官、とび土工、塗装工事業について昨年度までに策定を終えています。本年度はこれら経営指針の普及を図るとともに、更に、木造建築業の経営指針を策定することとしています。

(4)倒産関連特例保証制度における不況業種の指定

建設業の倒産は、今年に入って増加する傾向が続いており、このため、倒産対策を強化しているところでありますが、特に、中小企業信用保険法に基づく倒産関連特例保証制度における不況業種として建設業の指定を行っており、これにより、経営状態の悪い中小建設業者が信用保険協会から債務保証を受ける際に付保限度額が2倍になる、保証料が軽減されるといった特例措置が講じられ、その結果、中小建設業者の資金調達が円滑化されたこととなりました。

(5)建設業振興策（還元策）の実施

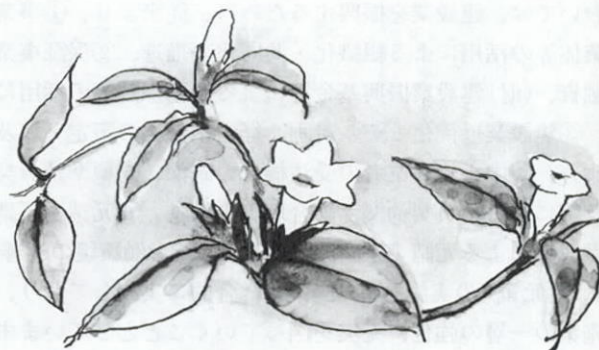
保証事業会社の保証料収入の一部を建設産業の振興のために還元する建設業振興策を昨年度より実施しています。本年度の実施規模は約2億円と決定しており、埼玉県建産連会館に3,000万円、埼玉県建設産業団体連合会に100万円等の助成を行うこととしています。

2. 建設関連業の育成策

建設関連業（測量業・建設コンサルタント・地質調査業）においても、中小零細業者が多く経営基盤が脆弱であることからその体質の強化が急務となっています。このため、建設関連業につき必要な施策を検討することを目的に建設関連業研究会が設置されており、建設省においては本研究会で提案された建設コンサルタントの選定におけるプロポーザル方式を試行的に実施しています。また、建設関連業の経営分析等により建設関連業の振

興を推進しているところでありますが、本年度、来年度においては、建設関連業の経営実態調査及び経営改善指導指針の策定と指導普及を図ることとしています。なお、地質調査業は、中小企業近代化計画に基づく特定業種に指定されており、現在、構造改善計画に基づいて業界の近代化を推進しています。

以上、建設業・建設関連業の育成策の概要を述べて参りましたが、今後ともこれらの施策の推進につき御協力をお願いするとともに、貴会及び貴会傘下企業の益々の御発展を祈念して本稿を終えたいと思います。



埼玉建産連への期待



建設省関東地方建設局長

安岡 九 寿 男

7月1日付けをもちまして、四国地方建設局長から、関東地方建設局長を命ぜられました安岡でございます。

昭和27年に建設省に入省、以来、約20年、関東地方建設局管内で仕事をさせていたゞき、丁度5年前に東北地方建設局へ転勤しまして、此度、関東地方建設局へもどってまいりました。今後は、これらの経験を充分生かし、仕事を進めていく所存でありますので、宜敷くお願い申し上げます。

最近の経済情勢は、こゝ数年の公共事業を中心とした投資効果もあって、ようやく明るさを取り戻す兆しが見えて来たところではありますが、依然として国際経済情勢は不安定な状況であり、先行きは決して楽観できない状態であります。従いまして、事業執行については、今後共、景気動向に注視しつゝ、機動的に対処することが要求されるところであります。

公共事業の執行については、本年度頭初において、昭和55年度上半期の契約目標を、全体事業費の60%にとゞめ、抑制的な事業執行を図ってまいりましたが、9月5日の閣議決定により、第3・四半期の契約目標額を、対前年度比、30%増程度とすることになっております。

関東地方建設局における、昭和55年度事業費は、総額約3,240億円であり、対前年度比約7%の増となっております。また事業執行に当っては、前記閣議決定の趣旨に沿って、円滑な事業執行を進めていく所存であります。

わが国における建設産業は、戦後、公共事業を主体として着実に発展し

てまいりまして、国民総生産の20%を占め、経済社会発展の軸をなしてきました。これは、公共事業が主体となって治山、治水、道路、住宅、環境整備等をはじめ、個人住宅の建設に至るまでの、国全体の建設事業推進の結果であり、今後も民間事業、公共事業を含め建設事業の推進につきましては、経済の安定と国民生活の向上のため、大いに期待されるものであります。一方、建設産業に関する今後の課題は、圧倒的に多い中小、零細企業の育成、それに関連しての、元請、下請制度の確立労働条件の改善等、様々な問題があげられておりますが、これらの問題解決には、建設関連団体で構成される建産連の活動が大いに期待されると共にその役割は大きなものと思われまゝです。

埼玉県建設産業団体連合会は、全国に先き駆け、昭和54年に、建設産業振興策の一環として発足し、日は未だ浅いものゝ、多くの事業を実施し、その成果を発揮されておりますことは、誠にご同慶に堪えないところであります。申し上げるまでもなく、埼玉県は首都圏の中核として、また県民の要請にも応えるべく、道路、住宅、下水、その他の都市施設、並びに環境施設の整備を推進し、豊かで住みよい、高福祉社会の建設のため、一層の努力が必要であると信ずるものであります。このため、貴団体におかれましては技術の向上、経営基盤の強化等、当面する諸問題の解決にあたり、建設産業の合理化及び、近代化等を推進するため、なお一層の活躍を期待するものであります。

本年度における施策と建設業なら びに建設関連業の育成について



埼玉県土木部長

河合昭次郎

この度8月1日付けで本県の土木部長としてお世話になることになりました。前土木部長の緒方さん同様によりしくお願いいたします。本県についての知識は全くと云ってよいくらいにありませんのでよろしく皆様の御指導をお願いいたします。

埼玉県建設産業団体連合会の皆様が一致協力して業界と県勢の発展に努力しており、その一環として機関紙「建産連ニュース」を発行して常に広報活動をされていることに深く敬意と感謝を申し上げます。申すまでもございませんが、建設産業は生活基盤、産業基盤の整備等を業とする業界であり、常に社会の発展に寄与しているのです。しかしながら、第1次石油ショック以来、景気の波に左右され常にその調整役に使われてきました。公共事業が建設事業の中で占める割合が非常に大きいため、景気調整の手段に使われ、公共事業に関係する私どもにとっては大変に迷惑であり、困ったことが数多くありました。計画が予定どおり実施できなかったり、特に年度途中で抑制から促進に変わったりすると、人手の関係からも大混乱してしまいます。

昭和55年度の公共事業については、物価の安定と景気の維持をはかりながら、上半期の契約率をおおむね60%にとどめると云う執行方針が出されました。この方針に沿って執行されて来たわけですが、最近に至って景気の下降が問題とされ、公共事業の促進が再び強く要望されて来た結果、9月5日の経済対策閣僚会議及び閣議でとりあえず第3・四半期について、前年度同期の30%増の契約を行うことに決定したことは皆様のよく御承知のことと思います。

県土木部においては、公共事業の完全消化と云う考えで発注計画を立て、自然体の発注と云うことで実施してまいりました。今のところ実績は計画を少し下廻っていますが、昨年の発注実績とは殆んど変わっていません。下半期は9月県議会において補正もありますので、その実施には大変な努力が必要であると考えています。これからは相当の発注が行われますので、業界の皆様にはその消化についてよろしく御協力をお願いいたします。

どこの県でも県発注工事については、県内業者に発注と云うことが要望されております。県もまたその方針でやってきているわけですが、時々県外の大手企業に発注する場合があります。特殊な技術と設備を要する工事については県内業者では対応できないものがありますのでやむを得ないことです。しかしながら規模が大きい県内業者の現在の技術ではちょっと無理でも、今後のためにも経験を積むことが必要な工事については、県外大手業者との企業体か、あるいは県内業者数者の企業体での受注と云うことが行われております。

今後の建設産業のあり方について、いろいろと論議され、研究されていることだろうと思いますが、高度成長時代のような伸び率はこれからは期待できないと云われております。そうであるとすれば、それに合った企業体質にしていかなければならないと思います。業界の皆様には既に肌で感じ取り、努力されておられることだろうと思います。これからは新しい技術が次々と考えられ、実施されるだろうと思います。特に建設事業は騒音、振動等公害を伴い、いろいろと制約が多い中でやらなければなりません。これに対する新しい技術が、設備が考案され、実施されてきております。

それを特殊工事として、特殊業者に任せては業界の発展はないと思います。それに対する技術者の養成などに一段の努力が必要ではないでしょうか。

埼玉県昭和55年度の一般会計予算は当初予算で約7,180億円で、その中で土木費は約1,739億円で約24%を占めております。この額は土木部と住宅都市部に分れますが、土木部の予算は879億円余で県全体の12.2%です。この中には職員の給与費や国直轄事業負担金等が含まれていますので、道路、河川、ダム等の整備に使われる事業費は674億円余となります。国直轄事業負担金が83億円余ありますがこれも建設省が県内の直轄事業に使うわけですが、事業費とすれば3倍に近いものとなります。

9月県議会において、追加補正予算が計上されますが、過日発表されたところによれば、県の一般会計予算は約297億円が補正されて、7,481億円余となります。土木部予算については、146億円余が補正されて1,025億円余となります。その主なものは公共事業で国の補助事業の追加19億円余、県単独事業の追加68億円余です。結果として1,025億円余となり、54年度最終予算約960億円に対して6.8%の増となります。

昭和56年度予算については、国において大蔵省に概算要求が出されておりますが、その査定はきびしいものが予想されております。国の財政再建

を唱えて大蔵省は声を高くしております。建設省は道路整備計画を除いて、56年度に新しく発足する多くの計画を要求しておりますので激しい論議が行われることと思います。道路については5ヶ年計画の改定はありませんが、道路財源の問題で大蔵省と相当の激しい攻防が行われるものと予想されます。既に行われておりますが、今後の道路整備の方向に大きな影響を与えるものであり、本県のこれからの道路整備にとっても大きな関係があるわけですので皆様にも絶大な御支援と御協力をお願いいたします。

はじめに申し上げましたとおり、本県にまいりましたばかりでございますので、只今県内事情を一生懸命に勉強中でございます。本県の土木行政が適正に進められるように微力ではありますが最大の努力をしてみたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。



本年度における施策と建設業なら びに建設関連業の育成について

長らく低迷を続けておりました景気も大規模な公共投資等の効果もあって、ようやく回復のきざしが見えて参りましたことは誠に御同慶の至りに存じます。

ひるがえって、高金利時代から低金利時代へのきざしとともに、私共公営企業にとりましても、工業団地等の分譲に明るいきざしが見えて参りましたことは、これひとえに業界の皆様方の御協力、御支援のたまものと、紙上をお借りして心から厚く御礼申し上げます。

さて、本年度国の経済運営の課題は、物価の安定を図りつつ、景気の自律的拡大基調を維持することにより、国民生活の安定と着実な経済発展のための基盤強化を図るとともに、公債依存の体質を改善することにあるといわれています。景気の回復と物価の安定を図るといふ、両にらみ作戦をしいられるような情勢下にあつて、私共公営企業が置かれている立場もまた困難なものがあります。

しかしながら、このような状況下にあつても、私共は「公共性と経済性に立脚した公共の福祉の増進」を念頭におき、県民生活の充実安定の基盤をつくるため、本年度は次のような事業を計画的に進めると共に、今後における事業の調査・検討を行っています。

まず水道用水供給事業ですが、このうち広域第一水道については、大久保浄水場と庄和浄水場とで日量1500千 m^3 の浄水施設を有し、現在日量平均943千 m^3 の水道用水を供給しておりますが、本年度事業における工事としては、浄水施設工事、汚泥処理施設工事及び送水施設工事を実施し、施設の



埼玉県公営企業管理者

株 木 一 郎

整備、拡充を図つて参ります。また広域第二水道については、第一期工事として給水能力400千 m^3 の浄水施設を行田市内に建設し、昭和58年度からの給水開始を目途に目下努力中ではありますが、お陰様で浄水場の敷地もほぼ確定し、いよいよ着工する運びとなりました。

また、宅地造成事業につきましては、川越工業団地は本年度中に、川島工業団地、鷲宮産業団地、越谷流通業務団地はいずれも一両年中には完了する見込みです。なお児玉工業団地の造成については、排水問題も関係市町村並びに地元住民の方々の深い御理解によりまして、ほぼ解決に近づいて参りました。また事業用地内及び取付け道路等には、県北の歴史を物語る埋蔵文化財が有ると推定されるところからその発掘調査が必要となるなどの事情により造成は大幅に遅れておりますが、本年度中には本格的な工事に着手できる見通しとなっております。

今後における宅地造成関連事業としては、新規着手地区のほか、伊奈町、上尾市及び大宮市と県の間において策定を進めております伊奈地区の新交通システム関連事業である地域開発計画への参加の可能性について検討中であります。また、県民休養地整備事業（県立自然公園内に野外レクリエーション施設を集中的に整備し、県立自然公園の利用中核拠点をつくる事業）に関連して、企業局で実施することの可能性が予想される事業についても、庁内関係部局と連携を保ちながら調査・検討を進めているところであります。

つぎに電力供給事業についてであります。オイルショックに端を発し

た水力発電の全国的見直しが、最近、資源エネルギー庁を中心に行われていますので、本県におきましても、代替エネルギーの開発という時代の要請に答えるために、中小水力の開発調査を進めているところであります。

最近の本県内の電力需給状況をみますと、ここ数年人口増とあいまって、電力消費量は急激に増加している傾向にあり、東電の資料によりますと、昭和54年度の県内電力消費量は約160億キロワットアワーと全国でも有数の電力消費県となっております。これに対しまして、本県内の昭和54年度中の発生電力量は、約2億キロワットアワーとなっており、消費電力に対する自給率は、約1.3%と、きわめて低い値となっております。

今後、県におきましては、代替エネルギー開発という国の施策を踏まえ、また全国的にも低い自給率をできるだけ高めるためにも、水力発電の可能性の諸条件が整えば、国、地元、その他関係方面との調整を十分行い、水資源の確保とあいまって、新規水力発電の開発を意欲的に実施して参りたいと思います。

以上申し述べました事項のうち、本年度事業を円滑に推進するには、特に県の立場としまして、県内業界の皆さんのお力添えを是非必要といたします。そこで、従来にも増して業界の育成ということにつきましては、細心の注意と最大の努力を傾注して参りたいと思います。

特に本年度からは、工事の発注に当りまして、可能な限り県内業者におねがいするように努めているところであります。例えば、水道管布設工事の場合、従来一定の口径までは主として県内業者、それ以上は県外大手企業又は大手業者と県内業者の共同企業体に発注していたものを、その基準

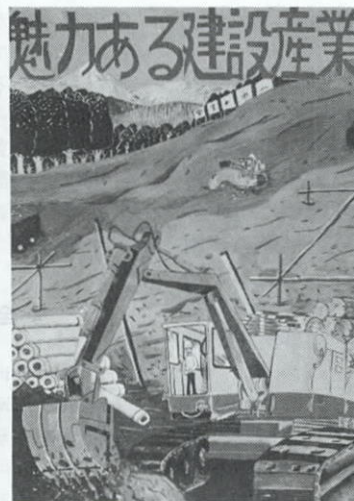
を引上げて県内業者に多く発注するよう改善いたしました。

また、3億円以上の大工事、或いは立体交叉工事、特殊工事等につきましては、県外大手企業又は大手業者と県内業者との共同企業体に発注することに変わりはありませんが、今後共可能な限り県内業界の発展に努めて参る所存でありますから、今後なお一層の御協力、御支援を頂きますよう心からお願い申し上げます。

■道づくり あなたの汗が今生きる

羽生市立千代田中学校2年

神岡 正美君の作品



小川町立西中学校2年

石川 広君の作品

■埼玉のにじのかけはし かんえつどう

深谷市立深谷小学校4年

鯨井 達徳君の作品

埼玉県昭和55年度 一般会計 9月補正 予算296億円を計上

県費単独事業へ137億（構成比46.2%）を投入

県の一般会計予算9月補正額は296億8,139万8千円が計上された。これによって今年度予算の累計額は7,481億2,419万7千円となった。

内容は、生活環境整備、教育、福祉施設の充実に重点に、県単独の投資的経費の大幅増額を図った積極投資型である。

補正に「生活環境整備、教育、福祉」など7施策を盛り

今回の一般会計補正予算の編成に当り、県は当初予算に引き続いて中期計画の主要目標を中心とした①住みよい生活環境の整備②心のかよう福祉と保健医療の充実③教育施設の充実④産業の振興と安定した職場づくりの推進⑤水源地域に対する総合的施策の推進⑥地域の総合整備の推進の諸施策を柱に、その着実な推進を図ることを基本とした。特に要望の強い教育、福祉関係施設や公園、下水道等の県民生活に密着した投資的事業を積極的に推進するとしている。

また、道路、河川、農林事業などの県単独投資事業についても、現状を踏え大幅な増額措置を講じ投資効果の増大に配慮したものとなっている。

この結果、今回の補正予算は単独の投資的経費に重点をおき、かつ補助事業費については年度当初いわずの積み残しの部門を全額受け入れることで予算措置を講じた内容である。

ちなみに今回の補正予算における投資的経費の内容は、国庫補助事業分が47億6,855万4千円、直轄事業負担金は56億4,245万1千円、県費単独事業分は137億1,639万3千円（全補正額の46.2%）で、この合計は241億2,739万8千円で全補正予算における構成比は、実に81.3%を占めている。

また、注目の土木費には176億8,136万円の追加補正で、これは全補正額の59.6%を占めている。なお、この土木費所管部別に分類すると住宅都市部が32億円余、土木部が144億円余という配分で、さらに、土木部予算のうち純工事費と目されるものは約半分の80億円が見込まれている。従って残余额は用地や補償費或いは測量、試験、調査費と理解してよいものである。

次に、前記した施策別から見た補正予算の主な内容及び予算額は、次のとおりである（単位：千円末尾カッコ内は所管課所名）。

安全で住みよい郷土をつくる

・地価動向の監視（特別詳細調査の実施、対象2地域9市町）＝4,652（土地対策課）
・屋外広告物の規制（野立広告物等の実態調査）＝10,000（都市施設課）
・山間へき地テレビ難視聴地域の解消（1,100戸～2,810戸）＝10,026（広報課）
・流域下水道整備（5流域）＝24億82,200
・都市公園整備（大宮公園ほか6公園の園路施設整備）＝2億44,

328
・住宅宅地開発関連街路整備（用地）＝2億52,000（都市施設課）
・警察署庁舎等整備（6署の構内整備、2派出所改築など）＝1億10,963
・交通安全施設整備（歩道、防護柵）＝4億93,009
・同（道路標識、標示）＝1億27,742（警察本部）
・緊急通学路安全対策（信号機、標識設置）＝1億87,630（警察本部）
・公共施設ガス事故防止対策（福祉、教育88施設）＝57,189（管財課、教育局）
・治山事業（山崩れ防止）＝34,467（林務課）
・河川改修事業＝37億78,024
・地盤沈下対策河川事業＝1億50,000
・砂防事業＝2億05,451
・直轄治水事業負担金＝26億35,545
・道路改良・舗装事業＝26億22,759
・橋梁整備＝4億71,000
・道路維持修繕＝22億70,000
・街路事業＝2億99,880
・直轄道路事業負担金＝30億06,906。

水源地对策

・埼玉県水源地域対策基金設置＝7億00,040（積立目標額77億）
・ダム建設対策＝58,760
・水源実態調査（滝沢ダム関連地域）＝2,000。

健康でしあわせな社会をつくる

・仮称・第二障害福祉センター都市ガス導入工事負担金等（3年継続2年次分）＝3億24,532
・国際児童館記念館展示施設調査設計＝10

、241(児童福祉課)・救急医療情報センター設置(サブセンター4ヶ所)=1億50,211・准看護婦学校増改築(1ヶ所)=33,700・移動採血車助成=8,666・公衆浴場設備改善資金助成=12,500(環境衛生課)。

産業を振興し、安定した職場をつくる

・農業生産基盤整備(土地改良事業)=2億34,100・林地整備=1億51,000・木造見本住宅(2棟)、木質材料展示施設(1棟)=8,900・農業経営大学校内園芸試験場支場調査設計=7,608・新型小売店舗出店影響調査=3,230・商工業年末資金融資=32億50,500(融資枠115億)・障害者雇用促進(作業施設設置補助)=8,535(職業安定課)・中小企業労働者年末資金貸付(融資枠3億)=1億00,000(労働福祉課)。

個性をのびす教育をすすめ、地域に根ざす文化を育てる

・県立高校校庭散水設備等整備=2億03,940・県立高校校舎増改築(4校)=4億29,776(2年継続初年次分及び大宮工高2年次分)・行田工業高校施設・設備整備=2億86,960・県立高校体育館(3校)建設及び大宮東高校第二体育館建設調査設計=3億47,661(2年継続初年次分)・県立高校格技場建設(6校)=3億75,438(2年継続初年次分)・県立養護学校(3校)校舎整備=1億81,907(2年継続初年次分)・県立文書館建設=7億40,171(3年継続初年次分)・県立民俗文化センター施設整備=36,177・文化財保護事業補助=75,281・浦和武蔵丘陵森林公園自転車道建設=40,600(道路建設課)。

自治と連帯による県づくりを進める

・県議会議事堂建設=23億32,550(4年継続初年次分、総事業費79億84,190)・新広域市町村圏(比企地域)計画策定=1,000。



県・環境アセスメントの骨子発表

各種開発事業を進めるに当たって、事前に地域環境へおおよすいろいろの影響について、予測や評価を行い環境公害を未然に防止しようとする、「環境アセスメント」を条例化するための準備がここ埼玉県で進められ、このたび、その過渡的措置とみなされる「埼玉県環境制度実施要綱(案)」の骨子がまとめられ発表されたことは、既に県内報道機関によって伝えられたところであるが、いろいろの意味で業界との係りがあることから、要旨をもって概述します。



環境影響評価制度(環境アセスメント)は、大規模な開発事業によって周辺の自然環境などが著しく変更されたり破壊されることによって悪い影響を生ずるような場合、事業の計画決定や、実施を前に環境におよぼす影響を評価し、環境保全と開発の調和点を求める有効な施策を推進しようというものである。

国のレベルにて目下法制化を急いでおり、都道府県では北海道が条例化しているほか、三重、兵

庫、岡山の3県がいずれも制度化しており、地方自治体においても川崎市が条例化したほか横浜、名古屋、神戸等大都市で要綱化され、東京都においては9月都議会にその条例案を上程審議に入っている。本県では、9月11日に環境アセスメント実施要綱案骨子を発表。今後この要綱案をもとに市町村や関係機関と図って肉付けを行い56年度早急に実施したい意向を示している。

対象事業の種類

要綱案骨子は、①評価対象事業②環境影響評価の手続き③事後措置からなり、まず、対象事業として①道路建設②ダム建設③鉄道等の建設④住宅団地の造成⑤工業団地の造成⑥流通業務団地造成⑦土地区画整理事業⑧レクリエーション施設等の建設⑨廃棄物処理施設の設置⑩下水道終末処理場の設置などのほか、これらの事業と同程度に環境に影響をおよぼすおそれがある事業で、知事が認定したものが対象となる(別表参照)。

環境影響評価の手続

開発事業者は、知事と関係市町村長に事業実施を通知すると同時に、県の技術的指針に従って事前にアセスメント調査を行い、事業着工に備えた準備書を作成する。県の指針は事業の種類ごとに定めるもので、要綱実施までに作成される。

知事は、この準備書の内容を公告し、公告の日から一定期間一般の縦覧に供する。一方、事業者は縦覧期間内に説明会を開く。また、関係住民は同期間中、または期間満了の日から一定期間内に、公害防止、自然環境保全の立場から事業者意見に意見を述べることになる。この関係住民は、開発実施区域とその影響を受ける市町村住民に限られる。(別表2を参照)。

事後措置

知事は、事業が実施され或は完了した後でも、公害防止や環境保全に支障が出たり、その恐れのある場合は、環境影響評価のやり直しを命じたり、事業を中止させ計画の手直しをさせることができる。

以上が本要綱案に盛り込まれた骨子の概要である。県は同要綱案の発表に際し——何分にも、この制度は新しい制度で、しかも行政経験が浅いことから当面要綱による制度化を行い、その運用経験を積み重ねつつよりよい制度として条例化を検討して行く……と述べているが、国のレベル、地方自治体間にも種々論議を呼んでいるところである。発表した骨子は概念的に理解されるが、現実の運営面にどのように反応するか全く未知数である。

ともあれ業界としては良好な環境を育てて行くという施策の基本的考え方には、毫も異論を唱えるものではないが「角を矯めて牛を殺す」ことのないことを願うと同時に、評価の基本(技術指針)に強い関心を持つものである。

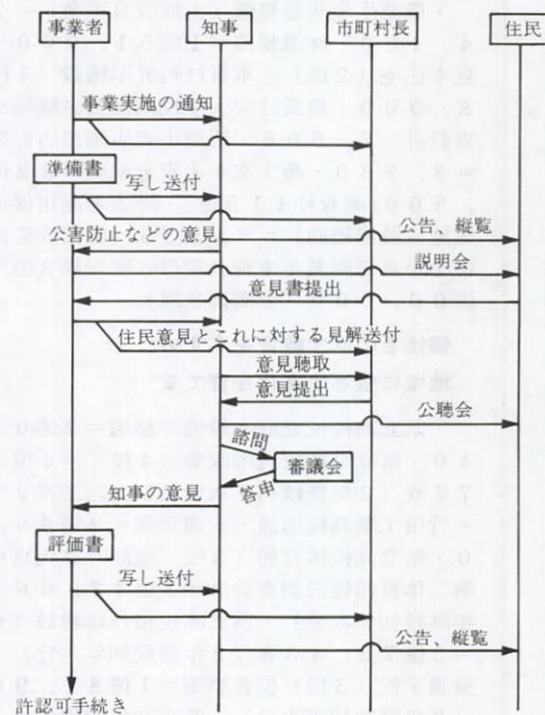
ともあれ業界としては良好な環境を育てて行くという施策の基本的考え方には、毫も異論を唱えるものではないが「角を矯めて牛を殺す」ことのないことを願うと同時に、評価の基本(技術指針)に強い関心を持つものである。

アセスメント対象事業の種類と規模

対象事業の種類	規	模
1 道路の建設	(1) 高速自動車国道の新設又は改築 (2) 自動車専用道路の新設又は改築で車線数が4以上のもの (3) 一般国道、県道又は市町村道の新設又はバイパスの設置で、車線数が4以上かつ延長が10km以上のもの	
2 ダムの建設	湛水面積が200ha以上のもの但し特別の地域にあっては、30ha以上のもの	
3 鉄道等の建設	鉄道、軌道の新設	
4 住宅団地の造成	施行区域の面積が50ha以上のもの又は施行区域の面積が20ha以上で知事が認定したもの	
5 工業団地の造成	(1) 施行区域の面積が20ha以上のもの (2) 排ガス量40000Nm ³ /時以上又は排水量5000m ³ /日以上で工場立地	
6 流通業務団地の造成	施行区域の面積が20ha以上のもの	
7 土地区画整理事業	面積が50ha以上で知事が認定したもの	
8 レクリエーション施設等の建設	面積が50ha以上のもの又は面積が20ha以上で知事が認定したもの	
9 廃棄物処理施設の設置	(1) ごみ処理施設にあっては、処理能力200t/日以上のもの (2) し尿処理施設は、処理能力250kl/日以上のもの (3) 産業廃棄物処理施設で、排ガス量が40000Nm ³ /時以上又は排水量5000m ³ /日以上のもの (4) 最終処分場は、面積が10ha以上のもの	
10 下水道の終末処理場の設置	敷地面積20ha以上又は計画処理人口20万人以上のもの	
11 その他	大規模地下掘削工事、発電所の建設、飛行場の建設など環境に影響を及ぼすおそれがある土地の形状の変更又は工作物の新設等で知事が認定したもの	

別表2

環境影響評価制度の手続きの主な流れ



専門工事業26団体と「定例懇談会」

2班に分け、隔月で開催

建設省は、専門工事業団体と定例的に各種の情報交換を行う場として「専門工事業者団体定例懇談会」（議長・永田建設省官房参事官）を開催して行くことになり、9月16日にその第1回懇談会を東京・永田町の全国町村会館において開催した。

同懇談会は建設省側から関係者10名を、専門工事業者団体26団体の会長、副会長など代表者で構成されるもので、団体側を1班（14団体）、2班（12団体）の2班に分け、それぞれ隔月の第2月曜日に開催することになっている。9月16日開催の初会合はこのうちの（社）全国中小建築工事業団体連合会など14団体で構成する1班（別掲参照）と行われた。

建設省と専門工事業者団体との定例的な話し合いの場はこれまで無かったことから、この懇談会は両者をつなぐパイプ的役割を果たすものとして画期的なこと、その成果が期待されるものである。しかし専門工事業の業種が多岐にわたることから、その抱える問題も多種多様、従って同懇談会の成果には「未知数。の面が多いとされるが、企図とした建設省がこの懇談会を通じ、どのように専門工事業振興施策に結びつけていくかが注目される」ところである。

パイプ役としての成果に期待

建設省は、これまで建設業界いわゆるゼネコン団体を対象とした定例的な懇談の場をもってきたが専門工事業者団体との定期的会合は皆無であっ

た。このため同省では建設工事における直接施工機能を受け持つ専門工事業者の育成、振興を図るうえで定例的会合を持つことによって同業界の実態、また関係情報の交換を行うことの必要だとする判断から「定例懇談会」の開催に踏み切ったのである。

懇談会の構成は、建設省側が建設大臣官房参事官、地方厚生課長、営繕計画課長、技術調査室長、計画局技術調査官、建設業課長、建設振興課長、労働資材対策室長、紛争調整官及び住宅局住宅生産課長の10名。

専門工事業者団体側は、1班と2班に分かれ、1班は14団体、2班は12団体である。（別掲参照）懇談会は、永田官房参事官（建設業担当）を議長に、フリーの形で情報、意見の交換を行い、その結果をもって専門工事業者の振興施策に反映させることを狙いとしている。

ただ、この種の懇談会において総合工事業者（ゼネコン）の場合は提起される問題点が比較的共通のものが多く、行政当局として施策の「的」として絞りやすいのに対し、専門工事業者の場合はその業種が多岐にわたる関係から、技能工確保など共通の問題もあるものの、各業種によって抱える問題の内容は多種多様に及ぶものとみられる。従って、開催が隔月でしかも10団体以上の代表が一時間や一時間半程度の間を通じて行う情報交換によって得られる成果は未知数的要素が強いという見方もある。また、懇談会の運営についても現時

点では明確な方向づけがなされていないことなど懇談会そのものに問題を残してはいるが、回を重ねつつカジ取りをして一定の方向づけをしたいというのが建設省側の考えと目されている。

いつれにせよ、建設省当局が専門工事業の振興に着目、懇談会を通じて前向きに施策に反映しようとする意図は高く評価してよく、回を重ねるものとなることを念じたい（W）。

初の定例懇談会

活発に意見交換

さて、9月16日の初会合となった「1班」の懇談の様子はかえつまんで、次のごときものであった。

ほゞ定刻開会、宮繁計画局長の挨拶のあと、建設省側から今年度第3・四半期（9～12月）の公共事業執行方針、来年度予算要求・税制改正要望案などが説明された。また、北村建設業課長から現行許可制度の運用面における見直しを行い、許可を厳しくする方針を検討中であること、次いで谷田部建設業振興課長から、優良業者、優良業者団体に対する新しい形の表彰制度の創設を検討中であることが明かにされた。

このあと懇談に入り、専門建設業者団体連合会代表・松田勝喜氏が立ち——現在の建設業法に基づく28許可業種区分では、同連合会の業界は「とび・土工・コンクリート工事業」に入っているが、業態に合致しておらないため別に「建設機械施工工事業」を設けて欲しいとの要請があった。

これに対し、建設省はその趣旨について了解したとするとともに28業種の見直しを検討しその中で対処する考えが示された。

次いで、（社）日本左官業組合連合会代表・鈴木清次郎氏は——建設省の元・下請改善指導につ

いて質問したのに対し、建設省側では実態調査に基づき下請代金支払い条件の改善のため個別指導に乗り出すほか、別途、計画局長名で改善指導通達を出していることが説明された。

また、(社)日本塗装工業会代表・高橋卯之助氏が——官庁営繕における修繕塗装工事が年度末に集中して発注されることから、その平準化を求める意見が述べられた。これに対し建設省側は、修繕工事の場合、年度予算の消化状況を見て発注するため、年度末発注になりがちであるが、修繕を計画的に実施するため「保全技術基準」の制定作業を進めており、これが実施に移されれば修繕塗装工事の発注平準化にもつながることが期待されると説明した。

さらに、全国鉄筋業協同組合代表・都築基氏が立ち——鉄筋業の場合、中小企業近代化設備資金の貸付け対象外となっているが、貸付基準の緩和が図れないものかとの発言に対し、建設省側は、同業界の使用する設備の耐用年数が5年未満など、貸付け適用基準に合致していない面がある。その緩和を中小企業庁など関係先に働きかけるほか、別途の資金調達手段についても検討してみたいとの回答がなされた。

以上の応答は主なものの一部であるが一時間半という極く限られた時間のもと各団体から率直な問題の提起、意見要望などが活発に行われた模様である。今後回を重ねることによってより充実したものとなることを期待するとともに、建設省側の「了解」、「検討」という答の推移をみまもっていきたいものであ。

専門工事業者団体（順不同）

<1班> 14団体

・(社)全国中小建築工事業者団体連合会・(社)日本左官業組合連合会・(社)全国建設専門工事業者団体連合会・(社)日本建設躯体工事業者団体連合会・(社)日本高工業連合会・専門建設業者団体連合会・(社)日本タイル煉瓦工事業者工業会・全国鉄筋業協同組合連合会・(社)日本塗装工業会・全国防水工事業者団体連合会・(社)全国建設室内工事業者協会・全国床仕上工事業者協同組合連合会・(社)日本建設大工工事業者協会・(社)日本造園組合連合会。

<2班> 12団体

・(社)日本電設工業協会・(社)日本空調衛生工事業者協会・全国管工事業者協同組合連合会・(社)日本造園建設業協会・鉄骨橋梁協会・(社)日本カーテンウォール工業会・(社)全国地質調査業協会連合会・(社)建設コンサルタント協会・(社)全国測量業団体連合会・(社)プレハブ建築協会・(社)日本橋梁建設協会・(社)プレストレスコンクリート建設業協会。

(注)10月13日正午から東京・港区麻生台の中央官庁合同会議所で、第二回の専門工事業者団体定例懇談会(二班)が開かれ、新規にタイル工事団体を加えた13団体代表が出席、建設省宮繁計画局長以下関係幹部列席のうえそれぞれ意見交換を行った。



今年度「建設業振興策」決まる

建設省は9月2日、東京・丸ノ内の東京ステーションホテルにおいて建設業振興協議会を開き、昭和55年度の建設業振興策資金の配分で協議したが、その中で共同施設整備助成の枠内から当埼玉建産連に対し3,000万円、また、建設産業団体協調化事業助成の枠内から当埼玉建産連に対し100万円の資金配分が決められた。

この建設業振興策資金は、公共工事前払保証3社(東日本、西日本、北海道の建設業保証株式会社)の保証収益の一部を建設業振興のため建設業界に還元することをネライに、昭和54年度に設定されたもので、今年度の配分枠は2億円である。

2日に決った配分の主な内訳は、調査研究に4,650万円、建産連会館など共同施設に1億2千万円、近代化実施事業に1,900万円、海外進出体制整備に1,700万円などで、これらの資金は所定の事務手続きを経て(財)建設業振興基金から順次配分される。

ちなみに、共同施設・建設産業団体協調化事業助成対象団体並びに配分額は、次のとおりである。

《共同施設(研修施設)》

・埼玉県建設産業団体連合会・建産連会館=3,000万円・岩手県建設業協会・建設会館=3,000万円・山梨県建設業協会・山梨総合建設会館=1,200万円・建設協同組合高松総合センター・香川県土木建設会館=2,000万円。

《近代化事業(建産業団体協調化事業)》

・埼玉県建設産業団体連合会、・茨城県建設産業団体連合会・山形県建設会議所・静岡県建設産業会議所・山梨県建設産業団体連合会——以上4団体各100万円。

募 集

「建設労働者福祉センター」の『愛称』を募集

建設産業にたずさわる者の研修、文化教養等の資質の向上ならびに雇用の安定、福祉の増進を目的として雇用促進事業団が、浦和市大字鹿手袋597番地に建設する「建設労働者福祉センター」の愛称を次の要領によって募集します。奮って応募して下さい。

◆ 募集要領

▼ 課題

冒頭に「サン・」を冠し、山川草木等の名を附する。
例 サン・ねむの木(秋田県由利郡象潟町の場合)
サン・アザレア(北海道旭川市の場合)
サン・リバー大歩危(徳島県三好郡山城町の場合)

▼ 応募資格

建産連傘下の会員又は関係者

▼ 応募方法

応募は官製ハガキに住所、氏名、年令、男女別、職業を明記し、1枚につき1作とする。
但し応募枚数は制限しない。

▼ あて先

郵便番号336 浦和高砂3丁目10番4号
社団法人 埼玉県建設産業団体連合会「募集」係

▼ 応募締切日

昭和55年12月25日(当日消印有効)

◆ 選考

埼玉県建設産業団体連合会において予備審査を行い雇用促進事業団が選考する。

◆ 発表

本誌「建産連ニュース」8号誌上に発表する予定

◆ 賞

採用された入選者に対し1万円を贈呈する。
但し入選作に多数の応募があった場合は抽選のうえ5名に各1万円を贈呈する。

「埼玉の建設産業」の標語、ポスターを募集

建設産業に対する県民の理解と協力を得るため、本連合会広報活動の一環として、埼玉県教育委員会ならびに埼玉新聞社の後援を得て、次の要領により県内小・中学生から標語、ポスターの募集をしております。

優秀作品が多数応募されることを望んでおりますので、皆様の御協力をお願いします。

1. 趣 旨

土木・建築業、不動産業、土木建築の設計、測量業などを包括する建設産業は、住宅や道路をはじめ水道や下水道、橋やダム、公園など人間の生活に必要な施設を整備し住みよい社会づくりに貢献しており、国民経済の発展にとっても、国民福祉の向上にとってもきわめて重要な役割を果たしている。

このように重要な産業である建設産業について児童・生徒の創作活動を通じて、広く県民全体にその重要性の認識を深め、建設産業に対する理解と協力を求めるとともに、若い人達に「魅力ある建設産業」をアピールする目的をもって、小・中学生から標語、ポスターを募集する。

2. 主 催

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

3. 後 援

埼玉県教育委員会

埼玉新聞社

4. 募集要領

(1) テーマ

土木・建築業、不動産業、土木・建築の設計、測量業、建設資材業、同輸送業等建設産業の重要性と、魅力に富んだ建設産業を強調するものとする。

(2) 規 格

ア 標語は 200字詰原稿用紙を用い縦書とし一人1句1枚とする。

イ ポスターは縦51cm、横36cm(B3判)の画用紙を使用し、クレヨン又は水彩えのぐで縦がきとし一人1枚とする。

(3) 応募資格

県内の小・中学校に在学する小学4年生以上の児童・生徒とする。

(4) 募集方法

ア 県内の小・中学校に募集要領を送付する。

イ 各小・中学校は予め作品を学校審査し、標語、ポスターとも各5点の範囲内で作品を選出し、社団法人埼玉県建設産業団体連合会事務局(浦和高砂3丁目10番4号)へ送付する。

ウ 応募の締切り期日

昭和55年11月30日

エ 応募作品には必ず、学校所在地、電話番号、学校名、学年、氏名(ふりがなをつける)性別を明記すること。

5. 審 査

別に定める審査員が行う。

6. 表 彰

審査の結果、小・中学校別に金賞10点、銀賞15点、銅賞20点を選び賞状及び賞品を授与する。

7. 発 表

優秀作品については、1月上旬埼玉新聞紙上に掲載するとともに関係学校長あて通知する。

8. そ の 他

ア その他募集に関し必要な事項はその都度定める。

イ 応募作品は返還しない。

ウ 問い合わせ先

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

浦和高砂3丁目10番4号 電話0488(61)5111

理事会・委員会便り

昭和55年第2回理事会 昭和55年7月30日開催

議事事項

1. 建設労働者福祉センター及び建産連会館(仮称)の建設について

(ア) 建産連会館(仮称)の名称について

建設産業会館の名称を「埼玉建産連会館」とすることに決定した。

なお、建設労働者福祉センターの名称については「サン〇〇〇〇(山川草木を入れる)」とし、建産連ニュース第6号で募集することとした。

(イ) 建設労働者福祉センター及び建産連会館の建設スケジュールについて

事業団との協議決果、着工、完成予定等について報告し、全員の了承を得た。

(ウ) 同上設計監理業務委託について

建設労働者福祉センターの設計監理については建築設計監理事業協同組合が指名をうけ委託契約を締結した。

建産連会館については設計を同協同組合に、監理業務は埼玉建築士会、埼玉県建築士事務所協会、埼玉建築設計監理協会の三者に委任することで全員の承認を得た。

(エ) 基本設計について

基本設計について全員の承認を得た。

(オ) 建産連会館建設資金の借入れ及び入居保証金等について

入居保証金及び借入金については原案どおり決定した。

ただし借入金の利息については、市中金融機関の利息相当額となるよう考慮する旨を申合せ事項に記載すること。

なお、各団体においては、この結果を内部協議し回報すること

に決定した。

(カ) 同上借入手続きについて

借入手続きについて原案どおり決定した。ただし建物賃貸借契約書には、任意団体の入退居について制約の条文を加えることとした。

(キ) 施工業者について

建築、電気、空調、水道、外構等の施工業者については、それぞれ関係する各団体に一任することとし、業者を選定し、連合会に推せんすることに決定した。

2. 当連合会の委員会構成について

委員会構成について全員異議なく決定した。

3. 慶弔慰見舞規程について

慶弔慰見舞規程について全員異議なく決定した。

4. 「建産連ニュース」に掲載の広告とりまとめについて

小山広報委員長から広告のとりまとめについて各団体に依頼した。

広報委員会 昭和55年8月20日開催

標語、ポスターの募集、「建産連ニュース」6、7、8号の編集分担について協議した。

広報委員会 昭和55年9月10日開催

「建産連ニュース」第6号の編集内容、標語、ポスターの募集について協議した。

研修指導委員会 昭和55年9月18日開催

本年度における研修事業計画について協議し、講演会を3回開催することを予定する。

なお、第1回目は地震対策講演会を10月下旬から11月上旬に開催することに決定した。

関東地方建設局と関東甲信越地方協会長との懇談会について

毎年度恒例としている標記懇談会が、去る9月11日午前11時から大手町の経済ビルで開催された。関東地建からは新任の安岡局長をはじめ、田中総務部長ほか各部長、技術管理官等が出席、全国建設業協会から戸田会長ほか役員、関東甲信越会長会側から福田（新潟）会長ほか各県会長が出席した。

当日、議題として、

- (1) 本年度の公共事業としては、完全消化をめざし第三・四半期の契約率を対前年比30%増とし全予算の85%とする。
 - (2) 昭和56年度公共事業予算は、国の財政事情もあるが道路7%、下水道25%、都市計画公園等13%、住宅関連25%増を要求し確保したい。
 - (3) 地方中小業者向けの発注率については、各出先工事事務所の報告によれば、埼玉は件数で72%、金額で54%を地方業者に出している。
 - (4) 建築工事については、資材高騰対策として1件1,000㎡以上の物件は段階的発注として実施すべく12件を考えている。（実施済3件）
- その他建設工事請負約款の特約条項の適用したもの13件ある旨等説明があり和気藹々のうちに質疑応答があったのち、昼食を共にして午後1時散開した。

社団法人 埼玉県建設業協会

緑豊かな生活環境を確保するには、公園・緑地・街路樹等の公共施設の整備を推進するとともに、地域住民や関係団体による緑化の推進が必要である。

このため、建設省では毎年10月を「都市緑化月間」と定め、都市緑化のための施策を推進しておられる。

今年は、中央において10月13日より4日間銀座スクエアで大々的な緑化キャンペーンを行うほか、10月17日日比谷公会堂において全国より地方公共団体、関係団体、業界、市民等2千人以上の参加のもとに都市緑化、都市公園整備推進全国大会が開催される。

本県においては10月15日より1週間が秋の県民植樹週間と定められており、県及び市町村、関係団体により各種の緑化推進のための行事が実施される。

当協会は、今まで春と秋の県民植樹週間に緑化用樹を県に寄贈してきたが、今秋もモクセイ100本、オオムラサキツツジ等150本を県に寄贈し、県有施設の緑化に役立ててもらふこととした。

社団法人 埼玉県造園業協会

教育用工事現場スライド写真作成に協力
昨年に引続き県の要請にもとづいて、当会技術研究委員会が、次の要領をもって協力することになった。

要 領

1. 配管 (1)フローコンセントの配管状況。(2)フローボックスの取付ボックス廻りの状況。(3)机等立上り部分の配管状況。(4)機器類との接続部分の配管状況。(5)実験室、交流直流電源の配管。(6)配管の接地状況。(7)特殊教室、変形天井内配管状況。
 2. 特殊ボックス (1)配線配管状況。(2)配線の仕上り状況。
 3. 器具付 (1)器具との配線の接続状況。(2)器具の取付状況。(3)塗装状況。(4)特殊器具取付状況。
 4. 通線 (1)フローコンセントの通線。(2)ボックス内のジョイントの状況。(3)送り配線のジョイントの状況。(4)テープ巻の状況。
 5. 完成写真 (1)器具の配置、配列状況。(2)特殊教室の配線配管仕上り状況。
- 対象の現場
1. 所沢西高校特別教室棟 / 2. 上尾沼南高校特別教室棟 / 3. 新座北高校特別教室棟 / 4. 川越西高校特別教室棟 / 5. 妻沼高校特別教室棟 / 6. 坂戸西高校特別教室棟 / 7. 越谷西高校特別教室棟 / 8. 朝霞西高校特別教室棟

社団法人 埼玉県電業協会

「公共工事の前払金保証とは」—(2)

建設大臣の指定する公共工事は、現在16項目が建設省令で告示されています。これには、

- (1)電源開発、電気事業の設備拡充工事、鉄道軌道、電信電話工事や製鉄業、石油鉱業、ガス事業、放送事業等の重要民間産業でその工事自体が公共的色彩の強いもの。
- (2)国又は地方公共団体が出資している法人の発注する工事、国又は地方公共団体から補助金又はこれらに類するもの

の交付をうけている法人（営利法人を除く）の発注する工事や国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、健康保険組合、国民健康保険組合等の発注する工事、その発注者自体が公共的色彩の強いもの。
(3)厚生年金保険積立金又は国民年金積立金の還元融資に係る工事や、日本勤労者住宅協会、道路施設協会の発注する工事、その工事資金が公共的色彩の強いもの。が指定されています。

東日本建設業保証(株)埼玉営業所

会員だより

現在県下59社の会員からなっており、諸官庁、建設業者の方々のご指導のもと、あらゆる鉄骨工事に、皆様の期待にそうべく企業努力を続けております。今回役員を紹介をさせていただき組合員の紹介をさせていただきます。

理事長	大倉富士雄	伸和鉄工株式会社
副理事長	千葉駿三郎	北武鉄構株式会社
専務理事	井関君夫	株式会社イセキ
会計理事	石川富三	石川鉄工株式会社
理事	市川文雄	株式会社市川鉄工
監事	藤間久義	株式会社オキナヤ
〃	田嶋徳三	田嶋鉄工株式会社
事務局	長谷川博俊	川越市西小仙波町1-18-1 TEL 0492-24-3775

社団法人 全国鉄構工業連合会 埼玉県支部

・・・支部を結成・・・

地域的な結合による業務上の融和と、奉仕の観念醸成、技術研鑽の意欲向上、工事物件の開発、などを目指して、かねてから懸案であった支部を10月1日発足させた、東部・中央部・南部・西部・北部・5支部とし各支部長も決定、活動を開始・・・ガス災害に対応・・・頻発するガス災害に協会としては施工別に点検・調査を行い、関係先と十分な協議を行っているが年々に大事事故化す

るガス設備工事に就いては原点にもどって検討する機会と考え目下真剣に考慮中・・・水の問題あれこれ・・・とに角、貴重な水、水、水、大切に・・・省エネ問題・・・協会としては設備関連工事全搬に対して要望される省エネの諸問題を技術上、施工上、からその対策に取り組んでいるが法令・法規の細分化と難易化にも昨今は大変な努力が必要・・・

社団法人 埼玉県空調衛生設備協会

各種講習会実施

組合員の技能と地位の向上を図るため各種講習会を下記のとおり実施した。

1. 消防設備士学科受験講習 8月19日、20日の2日間、88名受講
2. 高圧電気工事技術者受験講習 8月2日～9月28日の間、土、日曜延18日間、25名受講
3. 電気工事実技受験講習 9月2日～5日、2回にわけ92名受講
4. 高圧ケーブル工事技能認定講習 9月10日～9月19日、4回にわけ109名受講
5. 雇用管理講習会 9月17日、秩父支部

9月19日、小川支部において、秩父、川越の各労働基準監督署にそれぞれ講師を依頼、「雇用契約の適正化」についての講習を受けた。

6. 電気工事業の更新登録等についての講習55年度は多数の更新登録が出るのに伴い、業務を円滑に進めるため各支部の事務局長を対象に電気工事業法の条文ならびに更新登録および登録事項の変更届について、県工業保安課の担当官より詳細な説明を受けた。

埼玉県電気工事工業組合

経営研究 需要開発 技術研究 } 全国委員会の開催

経営研究委員会は8月25日兵庫県宝塚で開催され、当支部会員の榎本義男委員が出席した。

議事(1)適正単価の指導と需要開発の促進

- (2)標準単価のPRに関する事項
- (3)近代化モデル計画策定について等

需要開発委員会は8月26日兵庫県宝塚で開催され、当支部会員の井上徳三委員が出席した。

議事(1)塗り替え工事への対応に関する件

- (2)塗装の社会奉仕に関する件
- (3)各支部工事指導状況について等

技術研究委員会は9月3日箱根で開催され、当支部会員の小築裕明委員が出席した。

議事(1)塗料および適性施工法の研究について

- (2)省力化塗装機器に関する研究について
- (3)伝統塗装工法に関する研修会について等

社団法人 日本塗装工業会 埼玉県支部

昭和55年度後期技能検定実施要領

1. 実施職種及び手数料
 職種………型わく施工, 選択作業(型わく工事作業)
 手数料………実技 8,500円 学科 1,500円
2. 実施日程

項	目	期	間
受験申請受付		昭和55年10月1日(水)から	昭和55年10月13日(月)まで
実技試験	問題公表	昭和55年11月25日(火)	
	実施期間	昭和55年12月6日(土)から 昭和56年2月28日(土)	
学科試験実施		昭和56年2月15日(日)	
合格発表		昭和56年3月27日(金)	

埼玉県建設大工工事業協会

◎会員の研修として下記行事を企画しております

1. 「鉄骨の超音波探傷の理論の実際」についての研修会
2. 山梨県立美術館の見学
3. 「建築古文書」に親しむ会
4. 「ライト建築」のスライドによる映写会
5. 「新耐震設計法」の講習会
6. 建築基準法及び建築士法施行30周年に当たっての広報活動への参加
7. 官公庁設計の動向等の座談会(建設省告示第1,260号の検討も含む)

社団法人 埼玉建築設計監理協会

第23回建築士会全国大会開催さる

昭和55年度全国研究集会及び第23回建築士会全国大会が、次のように盛大に開催され、埼玉建築士会から、研究集会には、青年部代表者また大会には206名参加があった。

◎全国研究集会		◎第23回建築士会全国大会	
1. 日 時	昭和55年9月24日(水) 10:30~17:00	1. 日 時	昭和55年9月25日(木) 13:00~19:00
2. 場 所	札幌市 札幌グランドホテル	2. 場 所	札幌市 北海道厚生年金会館ホール
3. テーマ	(1)「住宅の省エネルギー」 (2)「建築士と社会」	3. 大会行事	(1)式 典 (2)記念講演(講師 高橋掬一郎)
4. 参加者	500名		(3)郷土芸能 (4)祝 宴
5. 懇親会	サッポロビール園 18:00~20:00		

社団法人 埼玉建築士会

公益法人の事業の一つ

如何なる公益法人と雖も、その設立の理念として、公共的使命を認識して、その具体策の実現を目標としている。われわれの測量業協会もそのよって立つ技術を生かして、その理念の具体化を目標としている。その事業の一つは県内測量技術者の技術的向上を目指す測量技術者講習会であり、今一つは測量士資格取得への受験講習会である。われわれは昭和48年を第一回として既に6回に及んでいる。その実施態容の概要は、埼玉県市長会同町村会との共催で53年からは県土木住宅都市部の後援を

得ている。テーマは市町村の公共工事を考慮に入れて、路線の測量設計技術を中心に、各種の分野に亘っている。講師は当初東大教授大嶋太市博士、その後、その推せんで、実際に精通される、吉田信一氏にご協力願っている。受講者は市町村職員を中心に毎回100名を越えているが、われわれとしては、少しでも徐々にでも、県内の技術者の測量設計技術が前進して貰いたいと念願しつつこの事業を続けてゆくのである。

社団法人 埼玉県測量設計業協会

道路運送車両保安基準改正

道路運送車両保安基準の改正により、左折巻き込み事故防止の装置改善措置が義務づけられたことはご承知のことと思います。

当ダンプカー協会におきましても昨年10月チラシを作成し、会員の皆様に配布しなるべく早く装置の改善をなされますようお願いしてありますが、猶予期限が本年10月31日までとなっております。期間間近かになりますと、未対策車が一度に集中することが予想されますので、早目に対策（装置改善）を実施されますようお願いいたします。

なお、改正項目、規制の概要、対象車種は次のとおりですので参考にして下さい。

改正項目	規制の概要	対象車種	備考
1)左側運転視界の拡大	運転者が運転席において、より広範囲な前方および左側方の視界が得られるよう改善したミラーを備えなければならないこととした。	車両総重量が8t以上または最大積載量が5t以上のキャブオーバータイプ普通自動車（バス型車両を除く）	保安基準 第44条第3項
2)側面方向指示器の増設	現在備えられている方向指示器のほかに、自乗車の乗員等からより見やすいように、大きく、明るく、方向指示器を車両側面中央付近に新たに増設しなければならないこととした。	車両総重量が8t以上または最大積載量が5t以上の普通自動車（セミトラクタ・バス型車両を除く）	第41条第4項
3)サイドガードの改善	従来のサイドガードの形状、取付け高さ等の構造基準を強化し、自乗車の乗員等の巻き込みをより効果的に防止できるよう改善したサイドガードを備えなければならないこととした。	車両総重量が8t以上または最大積載量が5t以上の普通自動車（バス型車両を除く）	第18条の2 第1項

社団法人 埼玉県ダンプカー協会

品質向上により一層の努力を

私共コンクリート製品協同組合も共販実施以来、皆様方には深いご理解と格別なご厚誼をいただき、心より御礼申し上げます。

共販と同じくして、品質保証の責務につきましても、組合員各工場JIS表示許可工場であり、日頃各工場にふさわしい生産管理体制により、品質管理に努めている訳でございますが、組合員各社間での使用資材、作業工程、品質管理要点、等に若干の差異が生じており、工場技術者同志が積極的な交流の中から、より一層の品質向上目標に、

技術講習会及び、生産設備の合理化等に取組み、品質の均一化と、作業標準化による、コストダウンを計るべき、関係官庁の御指導、関連同業種団体の御協力を仰ぎながら

- (1) 組合製品規格の制定
- (2) 生産技術指導要領の作成
- (3) 品質検査基準の確立
- (4) 新製品の技術開発
- (5) 組合員工場での品質立入検査の実施等……業界全体にわたってより高い次元からの品質管理を目指して邁進する所存でございます。

埼玉県コンクリート製品協同組合

県内に発生した休業4日以上の災害件数について各業種別に、53年と54年を比較してみると、次のとおり125件も増加している。

業種別	昭和53年	昭和54年	増減
水力発電所新設事業	4件	5件	+1件
ずい道新設事業	6	14	+8
道路新設事業	5	4	-1
舗装工事業	58	80	+22
建築工事業	2479	2567	+88
(木造建築工事)	1693	1749	+56
機械の組立振付事業	19	21	+2
その他の建設事業	506	498	-8
設備工事業	12	25	+13
合計	3089件	3214件	+125件

(木造建築工事の数は建築工事業の内数)

特にその増加が目立つのは建築工事業であり、更にもその中でも木造建築工事が増加しており、その増加割合は45%を占めているが、55年の発生率はこれをも上廻っております。

このため、当支部では各分會とも協力して木造建築工事の安全衛生教育、安全パトロールの実施に努めております。

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

信頼される、よろこびを胸に、決意も新たに

時代の要求で建築物の態様も刻々変化する昨今、数年前を振り返れば、当時の暫新さは最早過去のものとなってしまっている。しかし手掛けた造形は我が身の一部と思えて仕方がない。

そこには業績への追憶があり、信頼され喜べる成果が厳然と存在し、永遠に残される努力の結晶がある。

時代から信頼される建設産業に生きる我々のみが味わうことのできる幸せ

を痛く感じながら、なお一層頑張りたいと希う私達の組合です。

※組合事務局に人事の異動があり、前栗原事務局長が退職し、後任として防衛庁定年退職官の岡田事務局長が就任いたしました。新事務局長は企業での経験は全くありませんので建産連先輩諸氏の格別の御指導を切にお願い申し上げます。

埼玉県コンクリート圧送組合

人身事故防止特別教育の実施

埼玉県砂利(協)連合会は、昭和55年7月人身事故防止のため、熊谷労働基準監督署の立合のもとに各社のプラント整備について調査した処、若干の不備が指摘され、8月31日までにこれを整備完了した。又、7月26日には優良工場である寄居町の大英鋳業(株)及び秩父鋳業(株)の2社のプラント設備を監督署の係官同行の上視察した。参加者は36名

埼玉県砂利協同組合連合会

コンクリートブロック塀等の実態調査業務について

コンクリートブロック塀が、地震に弱いということは、一昨年6月12日の宮城県沖地震発生の際、その倒壊による犠牲者の数の多いことでもあきらかになっています。

その後、実験による宮城県沖地震を再現したNHKのテレビ報道にもあったように、適法に築造したコンクリートブロック塀は、倒壊しないことが証明されました。

県はこうした被害を繰り返さないために、高さ1メートル以上の塀(コンクリートブロック塀、れんが塀、石塀、万年塀、門柱などを含む)の実態を調査し、その結果をもとにいろいろな対策を検討されるようです。

そこで当協会は、本年6月この実態調査業務を県より委託を受けて、モデル調査区域である蕨市立東小学校通学道路の調査業務に着手いたしました。調査員は当協会浦和支部の会員である蕨・戸田地区の6建築事務所が、県より再委託を受けてこの業務にあたり、すでに調査もほぼ終了、現在(10月3日)集計表の作成中です。10月末には、調査員の方々の努力による545件の集計が何冊かに製本されます。

この調査は、はじめのころみともきいておりますので、この完成品が県の行政、または建築業界で大いに役にたつことを念じるものです。

社団法人 埼玉県建築士事務所協会

浄化槽についての法令関係

1. し尿浄化槽の設置について

◇家を新築又は増築するとき同時にし尿浄化槽を設ける場合———
建築確認申請を市町村建築担当課へ提出

◇既設の建物の便所を改造して、し尿浄化槽を設ける場合———
設置届を保健所へ提出

2. 維持管理(保守点検、清掃)について

◇定期的な保守点検を保守点検業者に委託等をして実施すること。

◇点検の結果に基づき、清掃業者(市町村許可業者)に委託して清掃を実施すること。

◇保守点検や清掃の記録は、それぞれの業者から受けとり、それを3年間保存すること。

3. 検査について

◇し尿浄化槽の維持管理について1年以内ごとに1回、定期的に厚生大臣の指定する検査機関(公益法人)による検査を受けること。

社団法人 埼玉県浄化槽協会

下水道促進デーとわが協会

過日の9月10日は毎年「全国下水道促進デー」でありました。

本県の、下水道普及率は54年度末現在22.3%で全国平均の28%に及ばない状況にあるということです。

今年度の下水道促進デーを記念して発表された、県下の下水道促進の情報によりますと、県は流域下水道の建設に今年も力を入れて下水道の普及率の大巾アップを推進するとのこと。

具体的には来年度から通水(供用開始)となる、1.荒川左岸北部(桶川) 2.荒川右岸(和光)の2ヶ所の流域下

水道施設の一部稼働があります。

下水道は建設の時代から、維持管理も重要な時期に突入、

わが協会は、この重要な時期にあたり高度な技術が必要とす下水道施設の維持管理業務が完遂できるよう技術向上の研修を行い同時に県民のみなさんの日常生活にとって重要な役割を果たすことの使命感責任感の向上をはかっているところであります。

埼玉県下水道施設維持管理協会

会員投稿欄

埼玉測協10周年を飛躍の礎に

(社)埼玉県測量設計業協会 会長 小山正夫

☆10周年を迎えるにあたり☆

80年代のスタートとともに、21世紀を展望する歴史的な年に(社)埼玉県測量設計業協会が創立10周年を迎えますことは、誠に意義深く又、感激深いものがございます。

顧みますと、昭和45年に先輩諸氏によって発足した任意団体が今日、公益法人として社会的地位の確立を得ましたことは、先輩諸氏の功労はもとより、我々測量業界に対して、手厚いご配慮を頂きました発注機関の皆様方のご愛顧の賜と感謝にたえません。

ご高承の通り、昭和45年以降の経済情勢はめまぐるしく変転して、減量経営をよぎなくされる厳しい経営環境下におかれております。私は、埼玉測協を預る会長として、この10年の歴史を厳粛に受けとめて、埼玉測協の使命を完遂するために10周年を協会全体の飛躍の礎にしたいと念願する次第であります。

☆埼玉測協の使命☆

さて、埼玉測協の使命は「会員会社の健全なる発展を図り、社会的地位の向上を挙げながら公益法人としての社会的責務を果すこと」であります。然しながら測量業界の実態は他の産業に比較してまだまだ改善すべきいくつかの課題があります。ご存知のごとく我々測量業は戦後の復興を契機として誕生した業種であり然も経営形態が公共事業に支えられ、その経費の殆んどが人件費で占められるという受注産業であります。従って、受注の安定化を図ることが会員会社が共通の問題としてか、えている大きな課題であります。この宿命的とも云えます局面の打開策を確立して地域社会

の発展のために寄与することが今日まで協会発展にご尽力ご理解を頂きました発注機関の皆様に対しまして報いる道であると確信いたす次第でございます。私共協会会員一同はこの使命と責任を果すために会員会社の内部体制を確固たるものとし、合理化を図り乍ら技術の向上と練磨を怠らず邁進しなければならないと肝に銘ずるものであります。

☆10周年記念事業☆

ここに10周年を迎えるにあたり、記念事業の一端として埼玉県庁舎構内に基準点の建造物を寄贈させていただくこととなりました。これは、埼玉測協が公益法人として一応の基盤を築き得ました10年間の恩顧に報いる会員一同の感謝とお礼の記しでございます。

基準点の設置を機会に県民の皆様、関連事業に携る皆様並に教育関係及学童の皆様が測量業に対する認識を深められ、測量業が果す社会的役割、測量という仕事の広大な魅力をご理解いただきご活用下されればこれに勝る光栄はございません。

埼玉測協10周年記念式典は来る11月11日、浦和平安閣において挙行的こととなりました。只今、記念誌〔10年の歩み〕の編集を急いでおりますが発刊の折は、是非ご高覧をいただき、測量業の歩みや、地域社会の発展のために歩んでまいりました協会の姿をご賢察の上、21世紀へのご指導ご鞭撻を賜りたいと存じます。

10周年を迎えるにあたり皆様方のご配慮に対し衷心よりお礼申し上げます。今後は21世紀に向けて、技術の向上を図り、会員会社の協調と連帯を強めながら共存共栄の道を邁進いたす覚悟でございます。協会の発展のために末永いご愛顧をお願い申し上げます埼玉測協10周年を飛躍の礎にしたいと思います。

■わが汗が 道路に橋に 今光る

羽生市立千代田中学校2年

福山雅子さんの作品

(社)埼玉県建産連会館「建設地」

由来あれこれ

未知夫

・関係御当局「建設省」「雇用促進事業団」「埼玉県」、の熱い御支援を頂き、本邦第一号、最初、TOP、となる私達の「建産連会館」が愈々着工を目前に迎えることになりましたが、企画立案されてから1年有余この業務に携わった方々はもとより、関係御当局各位の惜しめない御助力があったればこそこの待望久しい私達建設産業に従事する全員が共に「和」する殿堂が創りだされ誕生しております。本当に慶びに堪えないものがあります。・然し乍らこゝ数年しきりと騒がれることに自然の崩壊があります私達の殿堂の地となるべき建設予定地も同じことが言えましょう(埼玉県の御厚意に深謝します)。私達の殿堂が完成すれば、やがては周辺の地域開発も進み現在の土地形成が一変することは時間の問題とも考えられますし、発展の形成は好むと好まざるとにかゝらず結果を生むものと考えざるを得ないのですがこうした失われゆく自然への追憶も私達の希望の灯、とも言うべき建設産業人の殿堂の地として「古き人々」も双手を挙げて賛同してくれることと信じて私達は此の殿堂を高度で有意義な「和」のある利用によってのみ応えるべきではないか!! 建設産業人、全体の向上と飛躍があれば建設地となる「鹿手袋」と云う自然に恵まれた土地の先人も古老も、心からなる歓迎の意を表してと考えるのは私ばかりであろうか。建産連会館のより一層の進展を祈って私達は此の土地の失われゆく自然と歴史に郷愁を憶いつ、「鹿手袋」の古き過去帳を心に銘記し・・忘れ得ざる記憶として「建設地」の由来を誌し「埼玉県建設産業人」全員の心のよすがともしてこれから繰りひろげられるであろう私達の新しい歴史の一頁として永く記憶に残したいものである。……………

「鹿手袋」

「しつてぶくろ」、「シシてぶくろ」とも言い、県南東部、

荒川左岸東方の高沼排水沿いに位置する。「鹿手袋村」、江戸期・・明治22年の村名は、足立郡与野領のうち、であり古くは高鼻荘与野郷に属したとも云うが、はじめ幕府領、正保年間には旗本・水野氏の知行となったが再び幕府領となり、元禄年間には一部が旗本・中山・永見両氏の相給となった。……………検地は元禄三年と云う。村高は「田園簿」で212石余、畑54石余となっており「元禄郷帳」では407石余「天保郷帳」では489石余と随分のひらきがある。鴻沼に持添新田があった。村の規模は東西五町余、南北八丁余と云う助郷は中山道浦和宿へ出役し、村の鎮守は、日月宮、他八幡宮、第六天社、寺院は新義真言宗の宝泉寺、高札場は村の東に在ったと云う。小名は上・中・下・大鹿島・文化年間、江戸を故あって追放された農学者「佐藤信淵」が村内の永堀家に塾居し、近隣の農民に農耕の指導を行い「本草学」をも教えたと伝えられ、明治4年・埼玉県に所属す・・全9年の調べでは・・戸数57戸、人口316人、馬2匹、耕作船35隻(沼地であったのか?)・荷車2台であったと云うが決して豊かな農村地帯ではなかったと思われる。物産は米・大麦・大豆、などで飛地が田島村にあったと云う・明治12年には北足立郡・22年は現在の大字名となり、はじめ「土合村」(土壌が悪く良質の土を移入して土地の土と合せたための村名の起りか?)・・昭和30年浦和市に併合、現在の大字地名となった。

人口	明治22年……………362人
	昭和45年……………2832人
	昭和42年 浦和鹿手袋郵便局が開局
	昭和55年……………6794人

・・悠久の大地・・歴史・・は回顧によつて始まる。新しきを識るは過ぎ去りしを考ふるのみ・・こ、「鹿手袋」に幸あれと祈る……………

さて「タイムカプセル」ではないが……………20年・30年後は……………「建産連会館」の歩みと共に如何なる変革が……………考えると楽しくもあり……………

川越市立初雁中学校2年
山口高代さんの作品



連合会日誌

- 7月1日 建設労働者福祉センター、建産連会館建設用地官民境界査定。
建設労働者福祉センター、建産連会館建設に伴う排水に関し、排水許可願を高沼用水土地改良区理事長に提出。
- 7月2日 高沼用水土地改良区理事長から同上の排水許可を得る。
- 7月4日 建設労働者福祉センター建設設計について雇用促進事業団と協議。
- 7月14日 広報委員会
建産連ニュース5号の発刊について協議。
建設特別委員会
建産連会館建設設計監理業務委託、基本設計、資金調達手続き等について協議。
正副会長会議
「建設産業を指導育成する組織の充実を」要望について協議。
- 7月15日 「建設産業を指導育成する組織の充実を」について県に要望。
- 7月16日 建設労働者福祉センター建設設計について雇用促進事業団と協議。
- 7月22日 宅建協会正副会長、特別委員打合会に大久保専務理事代行、荒井事務局長出席し、建産連会館建設について説明。
- 7月25日 公共事業関連職種有効求職者に関する情報を各団体へ提供した。
- 7月28日 建産連会館建設に伴う共同施設助成対策について、建設省建設振興課及び建設業振興基金のヒヤリング。
- 7月30日 理事会
建設労働者福祉センター、建産連会館の建設（会館の名称、建設スケジュール、設計監理、基本設計、資金調達、借入手続等）及び委員会構成、慶弔慰見舞規程について協議。
- 8月6日 建設労働者福祉センター建設設計について雇用促進事業団と協議。
- 8月19日 7月末日現在における公共事業関連職種有効求職者に関する情報を各団体へ提供した。
- 8月20日 広報委員会
小・中学校児童、生徒からの標語、ポスター募集等について協議。
「建産連ニュース」第5号を発刊、配布。
- 8月21日 埼玉県コンクリート圧送組合技術講習会に齊藤会長出席。
- 8月26日 当連合会の運営について建設省及び建設業振興基金ならびに雇用促進事業団と協議。
「埼玉の建設産業」の標語、ポスター募集について後援方を埼玉県教育長、埼玉新聞社長に申請、依頼した。
- 8月29日 建産連会館入居団体長会議
建産連会館入室割、建設資金調達手続等について協議。
- 9月1日 建産連会館建設に伴い駐車場用地借用候補地選定のため現地踏査。
- 9月2日 建設産業界団体連合会全国協議会結成懇談会
山形、茨城、埼玉、静岡の4県会長及び事務局長出席し全国協議会結成について懇談したあと、建設省へ指導協力を陳情した。
- 9月5日 建設労働者福祉センター建設の経過及び建設計画等調査のため(株)大阪建設業協会前川労務課長来所。
- 9月10日 広報委員会
「建産連ニュース」6号の編集、小・中学校児童、生徒からの標語、ポスター募集について協議。
- 9月18日 建設業振興策（共同施設）助成申請書を建設業振興基金理事長に提出。
研修指導委員会
本年度研修事業の実施について協議。
- 9月22日 8月末日現在における公共事業関連職種有効求職者に関する情報を各団体へ提供した。
建産連会館建設資金調達に伴う税対策について鈴木公認会計士と協議。
- 9月26日 建設労働者福祉センター及び建産連会館建設に伴う開発行為について県庁管財課と協議。

“誠実をモットーに 圧送サービスの推進”

当組合は、組合員の熱意により、稼働率が常に100%を合言葉に複雑多岐に亘る諸般の要望に応じております。卓越した機材の整備と維持管理があり、また効果的打設技術の向上には常に旺盛な研究心をもって取組み練度の進展をはかるとともに、埼玉県建設産業界の飛躍と発展に努力いたしております。

埼玉県コンクリート圧送組合

理事長 土屋 裕 保

埼玉県上尾市宮本町10-26

TEL 0487-75-9118・9133

埼玉建築設計監理事業協同組合

理事長 大川 光 英

〒336 浦和市高砂3-10-4 (建設会館内)

電 話 0488-61-2394

コンクリート二次製品の発注は 当組合員にご指定下さい。

信用と品質を誇る

埼玉県コンクリート製品協同組合

〒362 埼玉県上尾市本町1丁目5番20号

電話 0487-73-8171

旭コンクリート工業(株)
入間コンクリート工業(株)
株 ウ チ コ ン
(有)小川コンクリート工業
川越コンクリート工業(株)
関東コンクリート工業(有)
共同コンクリート(株)
興 建 産 業 (株)
株 サ イ コ ン 工 業
埼玉鉄筋コンクリート(株)
宍戸コンクリート工業(株)
昭栄コンクリート工業(株)
高村建材工業(株)
大和コンクリート工業(株)

大丸コンクリート(株)
千 葉 窯 業 (株)
(株)常盤コンクリート工業所
同和コンクリート工業(株)
(株)日東コンクリート工業所
羽田コンクリート工業(株)
光 工 業 (株)
富士コンクリート工業(株)
藤 沢 コ ン ク リ ー ト (株)
藤野コンクリート工業(株)
マ コ ト 工 業 (株)
矢作コンクリート工業(株)
柳沢コンクリート工業(株)
(株)吉田陶管

埼玉県下水道施設維持管理協会

下水道施設の維持管理業務は当協会へ

会社名	代表者名	所在地(電話)
東日環境工業株式会社	沢田 広	大宮市桜木町4～779 東栄マンション1～102 (0486-44-7417)
日本環境クリアー株式会社	矢沢 恒雄	与野市大字上落合880 大宮プレジアントマンション202号 (0488-54-3377)
武蔵野環境整備株式会社	小山 慶作	浦和市常盤9～11～9 (0488-31-9676)
日本ヘルス工業株式会社	榊原 俊雄	東京都新宿区東五軒町16 (03-267-7001)
株式会社 泰成エンジニアリング	高橋 久治	東京都新宿区南元町8 多士ビル6F (03-355-3801)

印刷のことなら何でも
お気軽に御相談下さい

埼新印刷株式会社

社長 高橋 一郎

〒330 浦和市岸町6-12-11

(埼玉新聞社内)

電話0488(61)7511～3

テレコール テレビ・ドアホン TD System

高級住宅のイメージUPに
情報処理室、防犯に



インターホンの
総合
プランナー

業界唯一 30年の実績を持つ

省力和信頼のインターホン **テレコール** のご用命は▼

埼玉地区総販売店

RyoKo 菱興産業

〒330 埼玉県浦和市小野3-0-2番地1
電話0488(45)1605(常時)

NIC 日本インターフォン株式会社

※ 御一顧下されば担当者が参上致します。
又は詳しい資料を御請求下さい。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿(順序不同)

名称	代表者	所在地	郵便番号	電話番号	名称	代表者	所在地	郵便番号	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 斎藤 裕	浦和市高砂3-10-4	336	0488 61-5111	(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山 正夫	浦和市岸町7-6-15	336	0488 22-8252
(社)埼玉県電業協会	会長 川合 大	〃	〃	0488 64-0385	(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 今西 定雄	浦和市高砂4-2-4	〃	0488 61-5407
(社)埼玉県造園業協会	会長 皆川 浩吉	浦和市東仲町6-7	〃	0488 81-1052	(社)埼玉県ダンブカー協会	会長 関根 仁平	浦和市高砂3-10-4	〃	0488 63-9880
東日本建設業保証(株) 埼玉営業所	所長 木藤 貞鷹	浦和市高砂3-10-4	〃	0488 61-8885	建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 平井 滋通	〃	〃	0488 62-2542
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 大倉 富士雄	川越市西小仙波町1-18-1	350	0492 24-3775	埼玉県道路舗装協会	会長 島村 治作	〃	〃	0488 61-9971
埼玉県電気工事工業組合	理事長 藤波 貞治	大宮市宮原町1-39	330	0486 63-0298	埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 内海 勝正	上尾市本町1-5-20	〃	0487 73-8171
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 小池 恭平	浦和市仲町3-13-7	336	0488 22-4124	埼玉県コンクリート圧送組合	組合長 土屋 裕保	上尾市宮本町10-26 佐藤ビル 3F	362	0487 75-9118
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 内藤 明	本庄市日の出1-12-29	367	0495 24-2323	(社)日本砕石協会埼玉県支部	支部長 西村 勝一	秩父市中町7-2	368	04942 2-5423
埼玉県建設大工工事業協会	会長 牛草 真澄	浦和市岸町7-11-24	336	0488 62-9258	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
(社)埼玉建築士会	会長 安藤 晃	浦和市高砂3-10-4	〃	0488 61-8221	(社)埼玉県浄化槽協会	理事長 石塚 清	浦和市高砂4-2-4	336	0488 64-1033
(社)埼玉県建築士会 事務所協会	会長 岩堀 徳太郎	〃	〃	0488 64-9313	埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市桜木町4-779 東栄マンション1-102	330	0486 44-7417
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 大川 光英	〃	〃	0488 61-2394					

建産連ニュース 第6号

昭和55年10月20日印刷発行

編集 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
発行 法人

郵便番号336

浦和市高砂3丁目10番4号

電話 (61) 5111

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月